



玉川村公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

玉川村長 須釜 泰一



1 地域計画を作成した地区

- (1) 川辺地区
- (2) 蒜生地区
- (3) 小高地区
- (4) 中地区
- (5) 岩法寺地区
- (6) 竜崎地区
- (7) 南須釜地区（青井沢・大井沢除く）
- (8) 北須釜地区
- (9) 吉地区
- (10) 山小屋地区・河平地区（山新田） （山小屋集落営農組合）
- (11) 四辻新田地区・青井沢地区 （四辻新田集落営農組合）

2 縦覧場所

玉川村役場 産業振興課

玉川村大字小高字中畷 9 番地